

松戸市中小企業設備投資補助金

中小企業者が生産設備等を購入する際場合、
その購入費用の一部を補助します！！

補助金の対象者は誰ですか？

次のすべての要件を満たす中小企業者の方です。

- ・ 製造業を営んでいること
- ・ 市内に事業所を有していること
- ・ 市税を滞納していないこと

<地域経済牽引事業型>

最大 **300万円**
(対象経費の1/3以内)

<生産性向上型>

最大 **200万円**
(対象経費の1/3以内)

<一般型>

最大 **50万円**
(対象経費の1/10以内)

どのような設備を購入すると補助金の対象になりますか？

補助金の対象となる設備は、市内の事業所に設置する設備のうち、次の全ての要件を満たすものです。

- ・ 製品の生産をするための機械・装置、生産ライン等であること
- ・ リース契約に基づく設備でないこと
- ・ 取得価額が300万円以上（※）であり、かつ新品の設備であること

（※）同一ライン上において2以上の機械・装置等を取得した場合には、その取得した機械・装置等の取得価額の合計額が、300万円以上あること（*詳しくは商工振興課企業立地担当室までお問合せください。）

補助金はいくらですか？

<地域経済牽引事業型>

地域未来投資促進法に規定する「地域経済牽引事業計画」の承認を受け、その「地域経済牽引事業計画に記載されている設備等を取得した場合

⇒設備の取得価額の**1/3以内**（**上限300万円**）※固定資産税特例との併用不可

<生産性向上型>

生産性向上特別措置法に規定する「先端設備等導入計画」の認定を受け、その「先端設備等導入計画に記載されている先端設備等を取得した場合（注）

⇒設備の取得価額の**1/3以内**（**上限200万円**）※固定資産税特例との併用不可

（注）同法に規定する「経営革新計画」に記載した設備を取得した場合も含む

<一般型>

地域経済牽引事業型・生産性向上型以外の場合で、補助金の対象となる設備を取得した場合

⇒設備の取得価額の**1/10以内**（**上限50万円**）※固定資産税特例との併用不可

手続きの流れ

※地域経済牽引事業型・生産性向上型の申請を希望する方は、「(1) 補助金交付の申請」の前に、地域経済牽引事業計画の承認、先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。どちらの手続きも時間を要しますので、ご注意ください。

地域経済牽引事業計画の承認及び先端設備等導入計画の認定を受けるための手続きは、以下のURLをご参照ください。

【地域経済牽引事業計画】 http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

【先端設備等導入計画】 <https://www.city.matsudo.chiba.jp/jigyousya/syoukougyou/sentansetsubi.html>

-
- 書類審査
- (1) 補助金交付の申請
※生産機械等を購入する3週間前（上記の手続きを入れなくて）を目途に申請書類を松戸市役所商工振興課までご提出ください。
※同一年度内において申請できるのは、一の中小企業者当たり1回のみとなりますのでご注意ください。
※申請書類については松戸市役所ホームページをご確認ください。（申請様式は、下記URLよりダウンロードできます。）
URL : <http://www.city.matsudo.chiba.jp/jigyosya/syoukougyou/setubitousi.html>
 - (2) 交付決定通知の送付
※市から申請者へ交付決定通知書を送付します。
 - (3) 補助対象設備の発注
※交付決定日前に補助対象設備を購入した場合、または、交付決定日の属する年度内に補助対象設備を購入しなかった場合には、補助の対象ではなくなりますのでご注意ください。
 - (4) 補助対象設備の納品
 - (5) 代金の支払い
 - (6) 実績の報告
※補助対象設備を購入したら、すみやかに実績報告書を松戸市役所商工振興課までご提出ください。
※報告書類については松戸市役所ホームページをご確認ください。（申請様式は、上記URLよりダウンロードできます。）
 - (7) 実地検査
※設置した設備の状況や購入に関する帳票等について検査します。
 - (8) 補助金額の確定
※市から申請者（交付決定者）へ確定通知書を送付します。
 - (9) 請求書の提出
※補助金の交付請求書を松戸市役所商工振興課までご提出ください。
 - (10) 補助金の振込
※請求後1ヶ月程度を目途に、指定口座に補助金を振り込みます。
※交付請求書は実績報告書と一緒にご提出ください。

問合せ先：松戸市 経済振興部 商工振興課 企業立地担当室

住所：(書類送付先) (相談・書類提出窓口)

〒271-8588

〒271-0073

松戸市根本 387-5

松戸市小根本 7-8 京葉ガスF松戸第2ビル 4階

電話：047-711-6377

FAX：047-366-1550